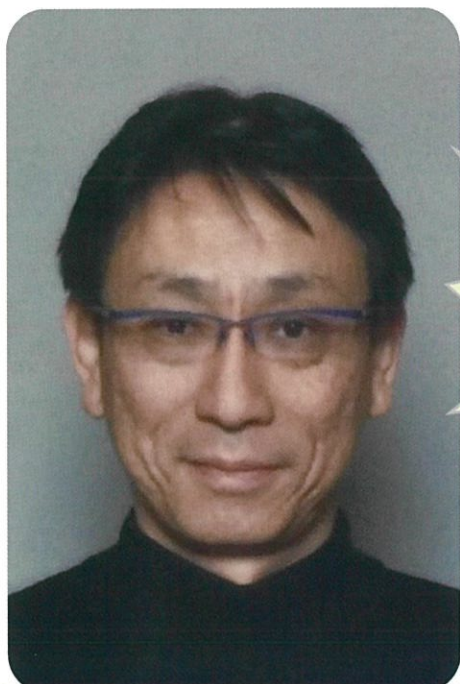


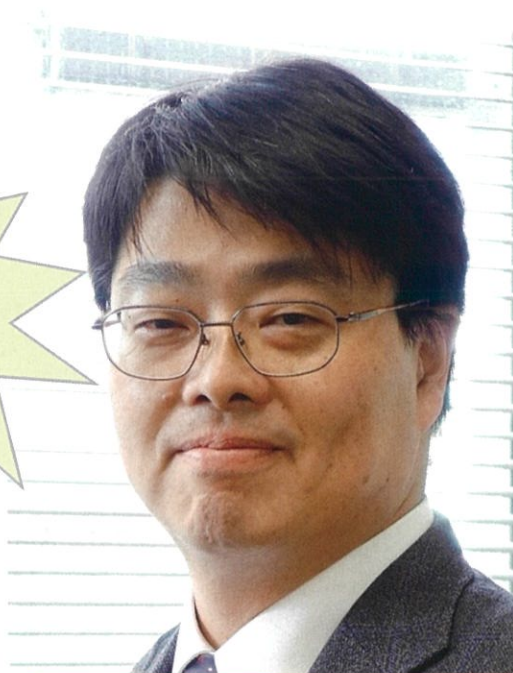
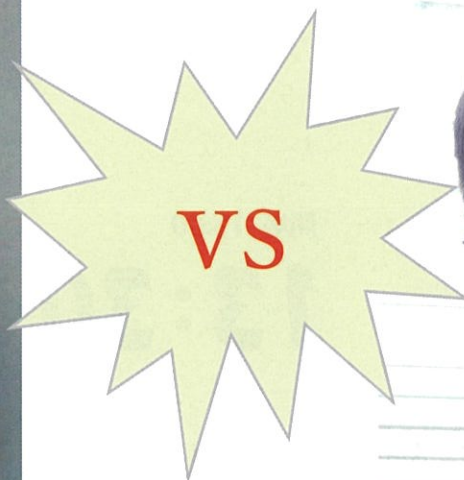
あなたはどっち？

憲法9条 加憲論



賛成

徳永信一弁護士
(大阪弁護士会)



反対

宮尾耕二弁護士
(奈良弁護士会)

憲法を決めるのは、国民一人ひとりです。
双方の意見を聞いて、あなたも考えてみませんか？

2019.3.9 弁護士会館

岐阜県弁護士会 改憲問題市民シンポジウム「9条加憲論の是非」

憲法改正議論の中で、大きな議論を呼んでいるのが、憲法9条に自衛隊の条項を入れる「加憲論」です。自由民主党は、この「加憲」を含む「憲法改正」案を掲げ、国会での議論を求めています。今後、国会が「憲法改正」の発議を行った場合、改憲案は国民投票にかけられます。早ければ、今年中に国民投票が行われるかもしれません。

国民投票で、有効投票の過半数が賛成した場合には、わが国初の「憲法改正」がなされることになります。逆に、国民投票で改憲案が否決された場合には、憲法は「改正」されません。憲法を「改正」するか否かは、国民投票によって、国民が決めるのです。

ただ、そういわれても「よくわからない」という方も多いかと思います。

そこで、岐阜県弁護士会では、憲法9条加憲論について、賛成派、反対派の双方の弁護士を招いた討論会を企画しました。

双方の立場の意見を聞いて、あなたも考えてみませんか？

3 / 9 (土) 13:30~16:00 開場: 13:00

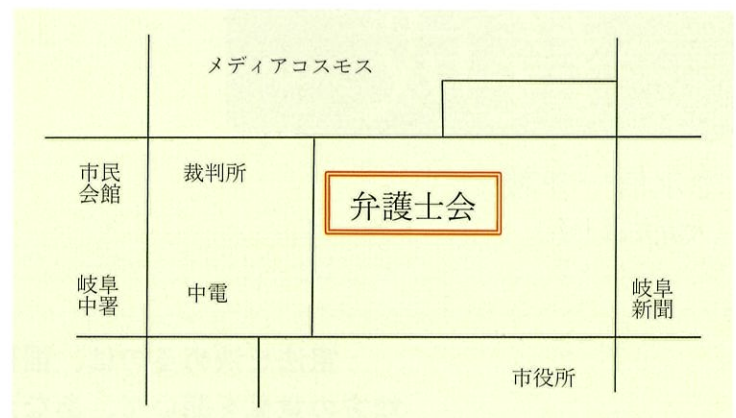
岐阜県弁護士会館3階 大ホール (岐阜市端詰町22番地)

※駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

【日本国憲法 第9条】

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



【お問い合わせ】 058-265-0020 (岐阜県弁護士会)

主催 岐阜県弁護士会 後援 日本弁護士連合会、中部弁護士会連合会